

と試みたり、然れども余は我が聖人の道も非るものは皆な邪説と確信し、先づ我腹を定めて吟味しけるゆゑ、遂に其老魁を服罪せしめたりと。

大鹽は王陽明の學派を好み、硬骨を以て名あり、後には幕府の府政を憤りて事を舉げ、不幸にして敗死したりと雖も、天下後世をして當時太平倫苟の世に大鹽あるを知らしめし者、素より尋常凡俗の士よあらず、而して尙ほ切支丹信徒の審問に關して此語を爲す、以て其信徒の自ら佛教信徒等に異りし所あるを察するに足れり、又大鹽なればこそ審問に心を用ひしなれ、當時の俗吏輩は概ね充分の審問を爲すとなく、輕々に刑を加へたるが如し、罪なくして刑戮に遭ひし者の多きと以て知るべきなり。

嘉永四年（一八五二）十月、土佐の漁夫方次郎が米國より長崎に歸着したる時、奉行所に於て糾問ありて、踏纏を行はしめ、尋で獄に投じ翌年六月、赦免し、銀并に衣類を給せり。方次郎は天保十二年正月、十六歳の時、海上にて難風に遭ひ、米人に救はれて同國に至り、「フイオセ」と云ふ者の婿となり、其國の文字を學び歸國の時、書籍十二冊、及び測量器、水鏡、砂金銀鉢懸せり。嘉永六年十一月、幕府に徴されて下土に列せられ、米人渡來につきて通辯を命ぜらる。然れども其永く（十年間）米國に在

りしを以て、外人の問課なるべとして、初に嫌疑を受けたり。

外人渡來、和戰の論議々たるの際、徳川齊昭（前水戸藩主）耶穌教に關して意見書を老中に出せり（安政二年四月）、其文左の如し。

「邪宗門の儀、僧侶へ御任せに相成居候處、右は長崎淨土宗の僧の建議を御用ひ、夫より天下に及び候歟と覺候處、皇國中古以來佛道専ら行はれ候へ共、天下中殘らず佛に歸し候様の台命は曾て之なく候へ共、前書邪宗門改以來、上下一統宗旨之なくては相成ざるとに成行候へば、天下一統を佛道に遊ばされ候は御當家より御初め遊ばされ候譯にて、兼々歎しく存居候、然る處此度魯夷の口氣を以て考候へば、邪教の儀此上決て御油斷相成らず、實に能き機會は候間、邪宗門改の儀一段嚴重に遊ばされ度、之に依て以來佛法を用候分は、是迄の通、寺院にて相改候は勿論に候へ共、神道儒法相用候分は、祠官并儒者へ改仰付られ候へば、如何程か皇國の御強みに相成べく歟、佛法一樣には之なく候へ共、一向、法華、等に至り候ては、邪教と五十歩百歩、譬は猿を履ひ、虎を拒み候類と存候、云々」

其宗教に對する鹵莽の意見、幕府固より之を用うる由なきなり。

安政四年（一八五七）、長崎に近き浦上村に信徒の餘類ありとの聞えありしを以て、官乃ち數多の村民を捕縛して之を審糺せしに、其宗門にて用うる古製の像具等を匿藏せるを發見したり、因て村民全肺の罪として、其重立たる者を獄に留め、更に禁令を申ね、警戒を加へたり（「踏繪」の章參看）。

安政年間に鎖國の舊法廢撤の時運に際し、且つ幕府の政權轉衰頽に傾きたりと雖も、切支丹に關しては仍舊全力を盡して撲滅手段を怠らず、而して幕府の世を終るまで竟に全く其種子を絶つと能はざりしなり、政權の人心に及ぶ所、限あると并に迷信の殆ど救ひ難きと以て觀るべきなり。

◎第廿八章・幕府の末、耶穌教につきて外國との關係。

安政五年（一八五八）各國と條約を結び「日本に在る外國人は自ら其國の教法を奉じ、教堂を居留地の中に設置すると妨なし、双方の人民互に宗旨につきて爭論あるべからず」と定めたり、然れども未だ耶穌教の禁を解きたるにあらず。

此頃耶穌新教（Protestant）の教師長崎に来る（「フルベッキ」の來りしは安政六年にあり）、是れ新教の本邦に入るの始なり。

慶應（一八六五—七）の頃、佛國教師「テラフル」横濱に來り、天主堂を建築せんとす、幕府頗る之に困み、談論數日に涉りたれども、條約上之を拒むと能はず、乃ち約して曰く、外人の此堂に入るは我之を不問に置くべし、然れども若し我邦の人民を導き、以て此教に入らしめば、我は邦人を捕へて以て國法に處せんと。其後邦人の切に教堂に入りて其教を奉ずる者あり、幕府の探索吏之を縛して其罪を糺責す、教師之を聞きて大に怒り、佛國公使「メキシミヲウトリー」に訴へ、公使より幕府に談判を開きたれども、未だ其局を終へずして明治元年戊辰の政變あり、勝安房守義邦幕府の全權を帯びて公使に應接し、直に邦人の縛を解きて其罪を不問に附せり。公使異みて問ふて曰く、君の處置何ぞ従前の苛酷と相異なるやと。答へて曰く、夫れ教法は素より政府の之に關せざるを以て善しとす、従前教法に關して酷烈の處置に及びしものは、我國古來の制度唯邦人に施すべくして、外人の關係の事に施すべからざるものなり、今や我暫く政權を有す、其不是なるを以て之を改む、亦何ぞ疑を存せんやと。公使默然たり。

（本文勝安房の戊辰記録に據る、其記録意見を附して曰く「夫れ西洋各國の教、キリ

スト教ならざるなし、其中教派何と分れたるも、皆な絶つて我が國になき所、我が邦唯佛教甚多きを占め、他教の大害を恐るゝもの比々、今や彼我來往して、キリスト各派の教化師我が國四方に散在し、其の教を布かば、小民忽にこれを尊奉して、以て數百年來奉ぜし佛教を棄てん歟、容易に化すべからざるの事にして、終又是れより變を生ぜんも測るべからざる難事なり、或は政治の止むべからざる勢を以て、彼れが教化をして邦内に布かんと求めば、下民の情相反し相敵し、教堂を燒き、教師を暗殺し、邦内宗教の小争鬭間斷あるなからん、如此時に當て、政府何等の法を以て是れ等を制止せんとする歟、彼れ服せば我服せず、紛々擾々難事日に月に發せん、嗚呼終に定止するを知らざるのみ、若し斯の如くならば、爲めは國財空費し、課税減殺、人心離散し、其勢の行く所、終はる所を知らず、今よりして測るべからざるなり。

耶穌と云ひ、佛と云ひ、等しく是れ我が國固有の教にあらざり、佛は我れに入り殆千有餘歲、終に固有の如く人心に浸透す、殆適應せるが如し、耶穌に至ては新教化の始めて我れに入りしが如く、其の邪正如何を知らず、悉く邪教と想像す、我國交通の道開けしより以來、其の制度文物悉く法を西洋に取らざるなくし

て、獨教法に至りては是れを顧みざるもの、如し、豈此理あらんや、今より數十年を出でず、西教駸々乎として我が全國に布滿せんか、今や此理を明察し、是れを公許せば、佛教の徒豈黙して止まんや、終に黎民の鮮血を沃野に瀝くの慘狀を見ん、是測るべからざるなり、西教の入る、邦家の大難事といふべきもの歟（次章參看）。

教法に關して當時の有力政事家の意見此の如し、其西洋の制度文物を彼も取りて、獨り教法を取らざるの理なしと云ふが如き、讀者の言に似ず、頗る奇怪の論法を謂ふべく、凡そ外國の事物を取捨するは我に在りて存す、唯其得失利害如何と顧るべきのみ、又既に西教を許すの止むを得ざるを認むるに關せず、異種の宗教を入る、時は國の擾亂を醸すの想ありとの論は自家撞着にあらざるや、數百年前にありては知らず、近時人智進歩の世に於ては、宗教の爲に争亂を起すが如きは殆ど之あるとなきは事實に徴して知るべし、故に宗教に對しては國家に大害なき限は政府之を禁制すべからず、又或る事情の爲に之を獎勵すべきものにあらざるや知るべきなり。

徳川幕府の衰滅に際し、多年之を憚したる耶穌舊教既に勢力を失ふ、亦奇なりと謂ふべし。

◎第廿九章 維新の前後長崎近村の信徒現出

其處置 西郷と勝

切支丹信徒の幕府の極力之を排除しよるを以て、表面其跡を絶ちたるが如しと雖も、竟に陰伏したる種子を全滅せず、慶應の末年、幕府が將に滅びんとするの時に乘じ、長崎の西北、浦上村の人民切支丹宗を信する者公然現出して其法を行ふ、其徒三千餘人に及べり（此事は關して當時刊行の短篇數種あり、政府は之を禁するに及ばざりしが如し）。浦上村は曩に安政四年にも宗徒の事ありし地なり（第廿七章）。明治元年（一八六八）朝廷（新政府）大村藩士渡邊昇と長崎に遣して、信徒を捕縛し該教を嚴制せしむ。佛國教師大に怒り、自ら法廷に至りて昇を詰りて曰く、貴國の何を以てか天主教を禁するや、夫れ本教は唯り西人の教法なるのみならず、又世界億民の真教なり、我之を宣布するは、上は眞神に勤め、下は人民をして眞道に歸せしめんが爲なり、然るに貴國今却て之に窘難を加ふ、何ぞ理を戻るの甚きや。昇も亦怒り、刀を抜き、席に立て、曰く、理か非か我は之を知らず、我は唯官命を奉じて犯民を處分するを知るのみ、浦上の人民若し足下の人民たらば足下自ら之を治めて可なり、苟も然らずんば我之を

處分するに於て何ぞ外人たる足下の容喙を要せんやと。教師争ふと能はずして去れり（此渡邊昇は後の子爵渡邊昇と云ふ者と同人なり、何ぞ其前後相違の甚きや、當時は其腰に帶せし双刀と共に高尙なる武士の氣風を存せしが如し）。

尋て長州出身の參與木戸準一郎孝允も亦長崎に至り、信徒處分の事を督し、逮捕したる土民三千七百餘人を各藩に配付し、之を説諭して改心棄教せしめんとしたれども、信徒皆刑を畏れず、一人も説諭に従ふ者なし、諸藩或は之を役すると甚だ嚴酷にして爲す死者なきにあらずとの説あり、因て佛國公使等政府に迫りて教囚を赦さんと求めたり、明治三年に至りて、政府は教囚を赦免して歸村を許し、金を與へて家屋及び田地を修復するの料に供せしめしに、皆大に悦び、天主に感謝の意を表したり、此事件の爲に官府の勢力と資金を消費せしと頗る多しと云ふ。

（明治廿五年の頃長崎に至りて、切支丹の遺跡を探したる者（新教信徒）あり、其記に曰く「長崎に到りて、四百年來の傳道の舊跡如今果して何如と、一二の探究を爲す。珍奇の談少しとせず、蓋し島原の亂に於て最も有力なる信徒は大方死せしなるべし。天草騒動は容易に鎮定し、信徒は殆ど根絶せしが如くなりしよ、實際の篤志は依

〔維新の前後長崎近村の信徒現出〕

然として存し、二百年間命脈續き、而も肥前の國に於て、尤も力強き信徒を、尤も多く遺傳したり。其後の迫害に於て、著しく自立したるものは、亦大率ね殺されしなるべし。然れども、教義は、父之を子に傳し、子之を孫に傳へ、殆ど無衷の姿にて之を堅守するものありき。如き信徒肥前一國に於て今尚ほ少なくも數萬以上あるべし。其所傳するや、オランダ語、ポルトガル語、キレーレンス、云云の如き、或る隨筆家は、九連環の字をあてて、之を支那人の歌となしけり、されど、こは、吾主よ、吾神よ、吾が罪を赦し玉へ云々の祈禱文が稍や音を誤まりたるものなるや疑なし。現に平戸、五島を初とし、長崎近郷及び大村の邊に至れば、一村に、お水方、お帳方二人あり、お水方は即ち洗禮を授くるものにて、お帳方は聖曆をあづかるものなり。聖曆は之を竹の筒に入れ、年中折々の祈禱日、大祭日等を記す、お帳方よく之を記賦して村人の問ふに答ふるなり、平戸島民の如きは、お水方が洗禮を授くるに、中井の島より特更に水を持ち來る、此島の水を「サン・ジョアンの水」と云ふ。蓋し「セント・ジョン」洗禮の約翰の水の義な

るべし。もし佛事の爲に、寺院に行くとあらば、歸宅の后、信徒相集まりて、御悔會を開く、罪を謝するの祈禱會なるべし。然るに、此等の信徒は、今の天主教を見て、多少自個の信するものに異なるを、たとへば「ユダヤ」人が基督の來りし後、反て之に背きたるが如く、今も於て寧ろ天主教を離れざるものあり。其社會に言ひ傳へあり、七代の后に至りて無船來り、汝等を救わん、其時汝等は「キレーレンス、キレーレンス」の語を唱へて證とすべしとて其の使用する曆にも亦記して、こは九、七代の間の用ゑ限るとなす。蓋し、島原の亂后、先輩ひそかに將來を察して、七代二百十數年の后に至らば、外船渡來、天主教擴張の時節もあるべしと思ひて之に教へ置きたるならん、然るに既に津開け、天主教の僧侶自由に往來するの今日に至りては、彼等尚ほ多少の相違に心解せずして、更に后来の無船を待つ、宛然「ユダヤ」人が尚ほ基督を今后に待つものに似たり。されど、「ユダヤ」人の頑迷によりて、舊約聖書の信を證すると齊しく、今の肥前遊在の舊信徒が頑迷なるによりて、四百年前來の遺傳懸々として絶えざることを認知すべし。されど、すべての舊信徒皆な斯の如くなりと云ふ可らず、現に歸して近頃の天主教に入らるものも亦多し。元治、

慶應の頃、羅馬法皇、日本に「サビエー」師の結果必ず存すべきことを信せ、何人をか遣して再び傳道せしめんとす、「ペテ・シヨーン」、「カイ」の二師遂に之に應じ、日本に來る、來る前三年、琉球に上りて日本語を學び、而して后ち長崎に入る、當時「キリシタン」禁制の高札所々に屹立し、人苟や耶穌の語を口にすべからず、二師あらゆる手段を盡して、舊信徒の跡形を探るゝ、漢として分明ならず、或時は菓子を買ひて多くの子供に與ふ、其食ふ時に信徒の式を行ふともやあらんと思へばなり、又、或時は、馬に乗りて村落に入り、故らに落ちて死せるまねす、人の來りて救ふとき、葬に信徒の式を行ふともやあらんと思へばなり。されど、久しうして一の證據を得ず、落膽失望して、やゝ念ひを絶たんとする時、或日、三四の田舎婦人大浦の天主會堂に來り、「聖マリア」聖子を抱くの姿を見、躊躇して拜し、二師に備つて「吾等が心は君方に同ト」と告ぐ、蓋し信仰を同するとの義なり。二師はまづの事を尋ね問ふに、十誠を知り、祈禱を原語にて覺れ、肝要なる祭日斷食日を一々承知せり。二師驚喜して感謝す、其情察すべき也。之を問へば、この田舎婦人は、浦上山里村の住民なりと云、而して、其の村民は殆んど悉皆同類の信徒なりと云へり。これ、浦

上山里村に近世天主教僧侶の立入りたる階段なり。此に於てか、事發覺し、慶應三年かの著名なる迫害起る、當時の長崎奉行、「キリシタン」信徒の大に蔓延せるを知り、先づ其中心たる浦上山里村の先輩七十名を捕縛す、(浦上本元の地誌あり)、然るに、村民之に尾して來り、吾も吾も信徒なりと告白す、其數算しがたし、櫻の馬場に迫害の具をととのへ、池を掘り氷賣めの用意を爲し、主を言ひ顯はすものを踏逆して信仰を棄てしむ、過半は依然として信仰いよく堅固なりければ、遂に、此村の民一千餘人を、各藩に分送して其の牢に入れ、もしくは懲役に處す。或地と「キリシタン」草靴など云へるものあるは、此時の懲役が仕事に成りしものなり。浦上本元の尤も熱信なる徒は、斯くして國外に追はれ、其他は大方、其地方の牢に囚はる、追はるゝもの、黒船に乗せられて海に航するに、過半船破れて沈溺す、則ち陸行せしむるに、多數の囚徒なれば之を寺院に宿泊せしめざる可らず、然るに信徒は寺院に宿泊すると肯んずる程にてあらば、何とて斯く國外に追はれんやと、曾な露を被ふて野外に眠る、其光景面わたり見る心地す。追放せられたる者、輕きは明治三年、重きは明治五年に至りて歸郷す、當時一物なし、爾來粗衣粗食して非尋常の

勉強を爲しければ、廿餘年間に數多の富を積み、自ら近郷の村々にも選舉權ある者は、大方た此の教されて歸りたるものにてありとぞ。」
初、此事起りて信徒の各處に配付せらるる旨や、新政府の西郷吉之助舊政府の勝安芳に問ふて曰く、西教徒の事、其處置如何にして可ならんかと。勝之に答へて曰く、唯默許の一事あるのみ、若し政府教法に關係を有せば、結局數萬の無辜を殺すに非ずは能はざるなり、是れ最も慘事にして、爲すに忍びざるなり、昔し天草の亂、不羈の淫浪輩教法を餌として事を擧げ、終に天下の兵を動し、生民數十萬を殺戮して、以て其教法を滅殺す、是より戸毎に佛教と定め、今迄迄て佛教に入らざる者なく、亦政法の一助となれるが如し、今や然らず、外人我が邦に入る者年々其教を増す、昔時と其動を反せざれば治法も亦立つべからず、方今邦内多事、宜しく默許に阻し、急劇の處置を避くべきかと。西郷之を聞きて唯默然たり（戊辰記録）、蓋し西教の事、全く其知らざる所あるを以て、漫に之が可否を口にする事とせしむらん、是れ實に西郷の西郷先生たる所以にして、亦勝に優る數等なる所以なり。

◎第三十章 明治政府と耶穌教と外國の干渉

學者の説 信教の自由

維新の際は百事紛忙を極め、政界の人は勿論、政界以外の人と雖も、未だ宗教の事に想及するに遑あらず、况や其可否利害を考究するに於てをや、然れども積年歴史上の觀念よりして之を非認するの感想一般人心に浸染せしなり。

此時に當りて肥前の才書生大隈八太郎と云ふ者あり、耶穌教禁止の建白を懷にして上京し、之を太政官に呈す、因て薩藩出身の參與小松帯刀の爲に知られ、直に要職に擧げらる、以て當時の政府の事情を察すべし。

（此事は「大隈伯昔日譚」に見えざれども、當時局に當りて其實際を知れる信すべき人より親しく聞く所なれば、確實なるを疑はず。大隈後に當年の此の事に想ひ及ぼし人に語りて曰く、官の威光を以て、區々たる二八の小女に臨み、嚴然として其の信仰を棄てよと命ずるに、何條違背するとのあるべきぞと思ひしに、其の弱々しげなるにも似ず、不思議にも毅然として更に動かす、「お上」を恐れざる不屈物と、怒つて彌よ強迫すれば、彌よ固し、此に於てか、余は宗教なるものは、到底、政權を以

【明治政府と耶穌教と外國の干渉】

て動しがたきものなることを発見したりと。

新幕府は舊幕府の遺志を承けて耶穌教禁止の政圖を繼續するに決し、明治元年二月、更めて全国各地の高札を揭示したる時も、舊文に倣ひて、

切支丹邪宗門の儀は是迄の通堅く禁制の事

と記し、又告訴者よ褒賞を與ふる事をも記したり。是に於て外國公使は政府に對し、耶穌教に附するに「邪」(Evil)の文字を以てするは不都合なりと論じ、且つ禁教の令を廢せんとをも望みしに、政府は舊來耶穌教の國治に妨害ありし例を引きて其禁を解くと能はざるを辯じ、唯「邪」の字を刪除する事を諾し、則ち更めて、

一切支丹宗門之儀は是迄御制禁之通固く可相守之事

一邪宗門之儀は固く禁止之事

と記したり。其後條約改正の議起るに及んで、議者或は云く、日本の法典(新律綱領)を云ふならん中、耶穌教を禁ずるの正條明文なしと雖も、仍ほ揭示中に其禁令を記しあれば、外國にては動もすれば信教の自由を許さざるの未開國なりと叨に口實を設けて、對等の權理を我に與ふるを請はざるを以て、遂に此禁令を解かざるべからずと。

因て明治五年を以て此高札を撤去し、同時に禁制の事を各國公使に通告したり、然れども國內に向ては尙ほ解禁の令を發せず、舊に仍りて耶穌教の法式に従ふて葬儀を行ふを許さず、犯す者は之を罰す。既を爲す者は曰く、信仰は思想に屬するものなるが故に、政府の干渉する所にあらずと雖も、葬祭は國家の禮法に關するを以て、之が制裁を設くるならんと、果して然るや否やを知らずと雖も、政府は未だ宗教の何物たるを解せざれば、尙ほ唯舊儀に仍りて其禁を解くを好まず、唯條約改正論に促されて禁令廢止の跡面を裝ひたるに過ぎざるなり。六年二月に至りて始て禁教の高札撤去の布達あり、爾來遂に默許の狀となり、内閣員中自ら耶穌教信者なりと公言して憚らざる者あるに至れり。

(高札撤去の後も仍、耶穌教式の葬祭を許されず、明治八年一月、北海道函館の醫師山中友伯と云ふ者、其女の死せしとき、天主教の式によりて埋葬せんとしたれども、其管廳の遂に之を許さざりしを、當時山中より開拓使函館支廳に出したる書は其始末を詳にするを以て、之を左に抄録す。

「高龍寺境内の儀は、會て亡妻墓所にも相成居候間、今般長女琴路病死に付、母子同

境内に埋葬致度、且又長女儀は天主教信奉の徒に付、葬祭に至りては本宗の式に従ひ申度旨、同寺へ掛合に及候處、政府の指令相請、挨拶可致旨、高龍寺申聞候に付時刻相約し、返答相待居候處、直に政府より私を相召され、強て改宗可致、且又天主教葬祭の儀ハ國禁たるを以て、神佛兩宗の内相撰、引導申請べき旨、御理解に相成候得共、長女並私共既に認る處ありて信仰致候本宗を廢し、犯て信ず可らざるの異宗を尊崇すべきの故なく、既に本心如此なれば、自ら己を欺き、因て以て政府を詐る、是等の所業素より吾輩の辭する所にして、上帝の嚴に誡る所なり、寧ろ違則の罪を受るも、決て政府を詐り、上帝を汚すの大罪を爲べからず、故に死骸を假り埋葬して、以て他日其審判を希はんとす、官許さす、殊に命するに、國律を案して埋葬自己の自由に任すべしと、僕廳を辭し、轉して墓所を他の寺院に覓ひ、僧侶己に回章を作り、予の言を許さざるを約す、神官僧侶政府と連約し、予に墓所を借さばれば、既に國に葬るの地なしと云ふし、而して死骸ハ永く家に修む可らず、將た之れを如何せん、某君の明六雜誌に論せし如く、家産を鬻て歐州に往くり、吾輩の欲せざる所、從容として國家に安んずるは、上帝の爲めに喜みする所なり、然り而

して政令全く固守すべし、唯り上帝を廢するの事に至りては、敢て吾輩の固辭する所なり、故に墓所を教師「アナトリイ」に請ふと、死骸を上沙見町同人借地に假葬す、是れ實に本月二十五日夜十字なり、以て自國に安し、永く其臣民たらんとす、願くは吾輩の赤心遂に皇帝陛下に徹し、眞理字内に充溢し、君民率て天父を畏敬し、眞に同胞相愛すべきの通義を明にせば、今日吾輩の爲す所全く止を得ざるに出て、一點不眞の心に成らざるを監すべし。」

其後數年を経て、耶穌教の法式によりて葬祭を行ふと亦默許の状となれり、即ち久しく内閣に列せる西郷某が、希臘教の式に従ひ、露國の導師によりて、家族の葬祭を行ひたるを以ても、亦之を知るべし。

明治の初年、耶穌新教及び希臘教既に本邦に入りて信徒年々増加す、政府敢て之を問はざるなり。時に(明治五年)外臣某天皇陛下に奉るの書を擬草せし者あり、之を「新聞雜誌」(定期刊行)に掲載したり、文は漢文にして其大意、朝廷既に歐米の制度文物を採用す、宜しく物質以上文明の要素たる耶穌教を公許且つ獎勵すべしと云ふにあり。此文一たび公にせらるるや、國海の説なりと雖も、一時世上の問題となりたり。

或は云ふ、當時英國より歸朝したる儒士中村敬輔(正直)の起草に係ると、果して然るや否やを知らず。

時に特命全權大使岩倉某普國に至り、一碩學と會見し、語次耶穌教を以て日本國教と爲すの利害を問ひしに、碩學之に答へて、耶穌教の功德を説き、且つ教法は最も自由を尊ぶ、故に政府より人民に宗教を強ゆべからず、唯其好む所に從はしむべきのみと云ひしに、岩倉も亦其説を贊したりと云ふ(此事當時の歐字新聞に見えたり)。堂々たる帝國大使たるの人にして此問を發す、既に奇は過ぐ、彼の學者が尋常一般の説を以て之に答へしは亦怪むに足らざるなり。

邦人中或は耶穌教を以て國教と爲すべしとの説を唱ふる者なきにあらず、然るに外人中反て日本は佛教を以て國教とし外教を排斥すべしとの論を唱ふる者あり。明治十八年の頃、顯官土方某が制度取調として獨逸に赴き、學者「モッセ」の意見を質し、時、其之に答へしもの中、宗教に關するの條あり、曰く「日本は佛教を以て國教となすべし、而して憲法に其明文を掲ぐべし、東洋の教法は佛教第一なるべし、然れども唯理論のみにして、神に誓ふこと耶穌教よりも薄ければ、勢力をく、又古法に安んじて

進歩せき、故に耶穌教を入れて之に刺戟を與ふべし、但し余をして日本人たらしめば舊教特よエスイットの如き争亂を起すものを拒むと勿論なり、日本耶穌教堂に於て西洋諸國の如く鐘を打つことを許せども、是は保安上如何と思ふ。又舊教は財貨を集むると甚しく、米國にては二百の宗教會も一の加特力宗の財産を及ばず、爲に人民の不平を生ず。日本には古來の宗教あり、宗教若し自由とならば、他の宗教入り來るべし、此際に方り甲の宗派を以てこの宗派を制せんとするところらば、不測の變を生ぜんも知るべからず、今日にては宗教上の争なしと雖も、他年如何なる事の起らんも圖られざれば、宜しく豫防の道を立て置くべし、耶穌新教ならば、必ず佛教と相争ふの憂あるべく、他宗の人民よりも餘り感情を悪くせざるべし、唯佛教中の一派を見做して可ならんのみ」(此一條は「モッセ」答問筆記に據る)。

此學者の説は其要を得ざるものあり、甲の宗派を以てこの宗派を制せんとすべからずと云ひ、而して佛教を以て國教となすべしと云ふ、前後矛盾にあらずや、又頗る舊教の害を述べ、今や本邦に於て其の信徒甚だ多しと聞けども、其勢力最も微々たり、復た昔時の如き騷擾を起すの虞なかるべし、因て特之を制遏するの要なきあり。

明治廿年の頃、耶穌新教の徒運署の書を政府に出して該教公許の令を布かんとを建議したり、當時著者は之に關して意見を公にせり（一雜誌に載す）其要旨左の如し。「今の日本は殆ど信教自由の國なり、國教の定立なく、宗教の制限なし、然るに近日聞く所に據れば、耶穌教の信徒を以て、兼ねて新誌の記者を以て、聞えたる數名の輩昨年末を以て連署の書を政府に出して耶穌教公許の事を建白し、爾來未だ採否の結果を見ざれども、建白者は尙ほ演説に新聞に其持論を主張して止まざるもの如し。然るに余の見る所を以てすれば、此事甚だ不可なり、無用なり、試に維新以來耶穌教の經歷如何を察すべく、又其現在の地位をも察すべし。明治の初年と近く十年以來とを互に比較するに、耶穌教の我が國に於ける地位の懸隔、恰も千百年を経過したるか如き觀相あるにあらざるや、現在の地位の自由なる、信仰は固り、洗禮の宗法、葬祭の儀式、會堂の設置、説教の開會、其他耶穌教に屬する百般の法式、一として日本の國內に行ふべからざるはなし、事の成行きより云へば歐許の儘の如しと云へども、事實の上より云へば既に公許と云ふも可なり。禁止の法令を撤去せしむ十數年前にありて、耶穌教を制禁するの法律命令一もあることなし。夫れ然り、今や

既に禁令なく、行政上の處分なし、又政府は制裁するの意向なく、干渉するの事跡なし、建白者は政府をして如何なる禁令を解かしめ、以て如何なる自由を得んとするか、余等之を解するに苦むなり、若し又未だ解禁の公令なきが故に奉信するに不安心なりと云ふか、是亦誤れり、苟く國家は善なき以上は政府之を制遏するとなかるべく、且つ世界の大勢の趨く所、一二邦國政府の能く左右し得べきよめらず、今日に當りて何物の方と雖も思想の自由、信仰の自由を抑制すること能はざるなり、建白者安心して可なり。公許と歐許を皮相して自ら煩悶し、之を政府は論するが如き抑も未なり、論者請ふ之を事實に求めよ。」

時に西洋崇拜の熱其極に達し、加ふるに條約改正論ありて轉て熱氣を熾ならしめたるより、朝野輕卒の輩或は淺薄の説を爲し、條約改正の成らざるは、彼我宗教の相異なるが爲なり、故に改正の成功を見んと欲せば、宜しく先づ我國を耶穌教國となすべしと云ふ者あり（明治廿九年に至りても法律學者寺尾亨國際法と基督教の關係を論し、歐米國際法を我に適用せしむるの速ならんことを欲せば、基督教を普及して彼の同情を收むべしとの陋見を公にせり）、此の如き滔々たる社會にありては人多く五里霧中に彷徨

す。然るに當時(明治廿一二年の交)歐洲に在りし某却て之に反するの説を立てしは、恰も空谷の梵音に似たるを覺ふ、因て其文を左に録す。

「日本國と耶穌教。日本人の中に一種の人ありて國家の強弱尊卑は宗教の異同に因るものなりと思ひ、強て日本國を耶穌國の列に加へんと計る者あり、或は外人の扶助を借りて日本人を教育し又は其資金を以て日本に大學を起さんとする者あり、其精神は固より國を愛ひ民を思ふの真情に出るを知ると雖も、是より益々外國に依頼し、外人を景慕するの端を開くとなきかを疑はざるべからず、日本人の爲に計る時は耶穌教に改宗するを可とするか、將た從來の佛教を維持すべきかは至難の問題なり、然れども之を概言せば宗教は一身を修むるを主要となすべきものなれば、各人をして其身を修めしむる爲に實効ある宗教を取るべきなり、故に耶穌教にして果して此實効あらば、之に改宗するも可なるべし、又佛教を以て充分に其目的を達するを得るとなす者は、敢て奇を求めて新に就くに及ばざるべし、必竟一個人の宗教は其信する所に一任して可なりと雖も、宗教の問題と國政若くは國權の問題と混同する者あらば飽くまで其非を論ぜざる可からず、若し國權を伸張せんが爲に、宗教を變

ぜざるべからずと云ひ、眞に宗教を盛大にして其實効を収むるを得ざるべし。世人動もすれば東洋諸國が歐米諸強國と相對峙して未だ平等の地位に立つを得ざるの實蹟あるを憂ひ、其原因を宗教の異同に歸する者ありと雖も、甚しき誤謬を謂はざるべからず、日本人と西洋人との私交上に於ては、或は宗教の異同に依りて大に其便否を感ずるとあるべしと雖も、日本國と外國との國際交渉上よ於て宗教の異同は殆ど其影響を見るとなし、若し宗教の爲に互に侵略するの政略に緩急あるものならんには、同宗教なる歐洲諸國は常に兄弟の交誼を全うして相敬愛すべき筈あれども、其實は歐洲今日の形勢の如く、互に相敵視するの念盛なるは、歴史上に其比を見ざるべし。又昔時ハ歐洲の政治家が異教の國と同盟するを耻ぢて、國力平均の爲に必要なるも、敢て異教國と結ばざりしなどの例もありと雖も、今日の政治家中には如此御幣擔あるとなし。英國が露國の南下を妨げん爲に土耳其と結び、之と同盟し進退し、又東洋にては支那と同盟して同じく露國と對峙するにわらずや、又嚮に佛清兩國相戦ふに當り、佛國は日本の歡心を得んと謀りたるにわらずや、故に列國競争場裏に於て、宗教の異同は直接に其國權を輕重するものにあらずや。

彼政治家を以て自ら任ずる者が外國に往て自國の過失を披露し、外人の同情を動かして自家の主義を貫かんと欲し、又は外人の輿論に訴へて自家の希望する主旨を貫かんと計り、又は外人の慈善心に訴へ、専ら之に依頼して子女の教育を勸むるが如き其精神に於て責むべき所なきも、其結果に於て國家に不利を來すとあるを恐れざるべからず、勿論外國人を敵視するを要せずと雖も、外人に依頼するは甚だ思ふべきなり、必竟日本國の盛衰消長は全く日本人の責任にして他人の扶助を乞ふて自國の利益を計るべきにあらざるなり。從來日本人の思想も、外國人は日本人を愛すと思ひ、支那人は輕蔑せらるゝも、獨り日本人は尊重せらるゝと稱し、心に得たりと雖も、是れ大なる誤謬と謂はざるべからず、如何にも外國人は概して支那人を遠けて日本人を愛するの情ありと雖も、是れ日本人を畏敬するにあらずして、單に之を愛玩するのみ、又支那人を愚弄するにあらずして、寧ろ之を忌憚するにあり、故に若し日本人が西洋人の己を愛するを頼み、深く結托すべきとなして、益々其好意に依頼し、其扶助を仰望したらんには、他日臍を噛むとも及ばざるの時あるを知らざり。」

帝國憲法の制定發布あるに及んで、成文上信教の自由始めて明なるに至れり、其第廿八條に曰く、
日本臣民は安寧秩序を妨げず、及臣民たるの義務に背かざる限に於て、信教の自由を有す。

知るべし、信教の自由を有すと雖も、宗教の爲に國害を起すとあらば、國家は隨時適應の處置を施すと従前に異らざるを、又知るべし、外人と雖も、此國に來り、宗教上の手段を以て、此國に害を爲すとあらば、之に對して國家は同く適應の處置を施し得ると亦従前に異るとなきを。

◎ 總結。

以上各章に於て切支丹宗の本邦に傳來せしより以降三百餘年間に發生せる重要な事件を詳述したりたり、乃ち茲に數言を加へん。

抑も國民の自信の觀念を養成し、道徳を増進し、結合を鞏固にする爲に、宗教の存立已むを得ざるの理あるべしと雖も、國民の一部を限りて、或る宗教に殊に危險

【總結】

にして有力なる宗派に固着するが如きは、國家の大害を醸すや昭然たる。

本篇記する所を以て、邦民の如何に迷信者たりしを察すべし。又耶穌教傳入以來の西洋文明を皮相する者、輒もすれば信仰の自由を言ふを喜び、幕府が極力耶穌教を撲滅したるを以て、非常の悪事と思ひ、文明國にあるべからざるの事となす、是れ大なる誤と謂ふべし。耶穌舊教の社會に大害毒を流したるは歐洲歴史の証する所にして、教徒迫害の例亦各國に乏しからず、抑該教の主義たる、羅馬法王を仰ぎて萬國の君主とし、唯り教權のみならず併せて政權をも授けんとするに在り、故に往々國家の基礎を震動するに至るとあり。故に歐米に於ても此教を忌畏するを甚し。幕府の之を憎惡畏怖し、之を排斥するに於て全力を傾け、教徒を排除するに理非を問ふに遑むらざりしもの、豈に全く其理なしとせんや。

獨逸の宰相たりし「ビスマルク」を云ふ者亦常に耶穌舊教を憎惡せり、其明治十九年に演説したるもの、中に左の一節あり、以て政教衝突につきて參考となすに足るのみならず、併せて世の薄志弱行の徒をして慚愧たしむるに足るものあり、因て之を左に抄出す。

「エズイト」(「エズイト」)の獨逸國に害毒を流す所以は、其の加特力教たるの故に非ず、唯邦國を結合する所以の凡百の經綸を一切破毀し、盡忠報國の心を消滅し、國是(ナショナルイデオロギ)を廢し、以て萬國一統の權を法王に歸するを計畫するに在り。抑も我が獨逸國民は素と自國を尊重し、熱愛するの精神に乏しく、醫學の語を借て之を評せば、愛國心の貧血症に罹り、容易に國是を擲却せんと欲する者なりといふべし、何人にも我が邦人の日常の舉動及び其の計畫する所の事業如何を一見せば、其の愛國心の少なきこと實に驚くべきものあるを發見すべし。今其の二三の例を擧んに、現に獨逸國內に生れし純粹なる獨逸人にして、佛國に往き、佛人に化し、盡に我が佛國より得たる地方を再び佛國に取返さんと熱心するもの往々あり、又獨逸人種の血統に生れし者も、波蘭地方よ住するものは、故らよ露領波蘭に行きて、己れの姓名を波蘭語に變改し、意氣揚々として、歸國するもの亦往々あり(獨領波蘭にては斯る場合に改名を認許せざるなり)。又亞米利加に一兩年滞在せし獨逸人は、談話の内に必ず多少英語を交へて得意の顔にて之を話し、甚しきは米國を拒し

て己れの本國を稱するに至れり、斯く我が邦人は本國を忘却するの意向強大なれば、我邦よ於ては「エズイト」の布教上に勢力を得ると他邦に比すれば一層容易なるべく、少年子弟をして全く愛國心を擲却せしめ、邦國の成立する所以の經綸を解すること他邦に比すれば一層容易あるべし、彼の「エズイト」の教師は忍耐、老練、慧智に富むと凡庸人の此に非ず、教に我邦の如き國人の大概の最も愛國心に乏しき國に於ては、其の布教は更よ危険なりとす、是れ余の「エズイト」を排斥する所以なり、然らざれば何ぞ之を厭惡するの理あらんや云々。」

幕府の切支丹を驅除したるの趣旨も亦此「ヒスマルク」の意と寸毫の差なきなり、但し幕府の外教排除たる、日本國を擁護するの觀念よりも、寧ろ自家の安全を脅さるゝを恐るの觀念より出でたるものなるは、論を待たずして知るべし。

而して若し當時切支丹の傳播を自由に放任し置きたらんには、其日本國に於けるの結果は果して如何ぞや、其社會に於けるの結果は果して如何ぞや、是れ大に講究を要するの問題にして、亦吾人が大に利害を感ずるの問題にあらざるや。本篇に於ては政教衝突の事實を覈明するを以て主とすれば、茲に之を細論するを得ず、唯幕府と各

大名とを危くしたるとは則ち或は之あらん、社會を紊亂したるとは則ち之あらん、其日本國を危くしたるの事は決して之なしと斷言するを以て足れりとせざるべからず。

若し夫れ各種の宗教につきて其長短を論究するが如きは本篇の主旨にあらず、又著者の能く爲し得る所にあらず、且つ爲すを好まざる所なるを以て、茲に本篇の局を結ぶ。日本の歴史上、切支丹宗と國家及び社會とに於ける至大の關係を通觀するに於て、或は憾なきに庶幾からんか。

内政外教衝突史終

宗門改興力

◎引用并参考書目

(本文中に註記するものは間之を略す)

- ◎通航一覽・寫本
- ◎南嶽寺興廢記・寫本。明和安永年間。
- ◎邪教大意・寫本。南嶽寺僧雪窓宗菴。
- ◎耶穌天誅記・寫本。
- ◎島原實記・寫本。
- ◎吉利支丹濫觴記・寫本。此書の奥書に「此書は故林大學頭所持の本なり、予傳手を以て漸く乞ふて之を書寫す。全部三冊雖有之、次の二冊は乞ふと不叶、來りて見るに於ては、雖三時移子細なし、懐中しては寸尺も席を不可立云々。元文五年庚申閏七月廿日齋藤喜平治重」とあり。
- ◎契利斯督記・寫本。寛政中備後福山太田八郎撰。宗門改興行、外船渡航、禁教條令、教徒檢察、教徒の數、岡本三右衛門の事、其他元和明曆回教法に關するを詳記す。
- ◎查祿餘錄・寫本。宗門改興力の記録。寛文元祿回教徒に關する事、切支丹屋敷、岡本三右衛門及び

〔引用并参考書目〕

〔引用并参考書目〕

黒川藩の事を詳記す。以上二書は徳川幕府の耶穌教に對する始末を稽ふるに無類の珍書なり。

- 筑紫之摘草・兼松某。 ✓ ○據 尻・天野信景。
- 長崎志・田邊八右衛門。 ✓ ○崎陽夜話・寫本。享保年間四川某。
- 日本野史・飯田忠彦。 ✓ ○接蕃年表・向山某。
- 和漢三才圖繪・寺島良安。 ✓ ○長崎實錄・田邊廣啓。
- 一話一言・太田直次郎蜀山人。 ✓ ○海冠首末・寫本。豊田亮。
- 毛志保草・文化元年白虹齋。 ✓ ○想古錄・山田某。
- 外交志稿・明治十四年。外務省。 ✓ ○陸軍歴史・勝安芳。陸軍省版。
- 歐南遣使者・平井希昌。太政官版。 ✓ ○采覽異言・新井白石。
- 西洋紀聞・新井白石。 ✓ ○大村家記録・寫本。
- 新撰年表・安政元年。清宮秀堅。 ✓ ○ザベリヨ書翰記・譯本。
- 徳川十五代史・内藤恥叟。 ✓ ○補綴金城秘鑑・大槻文彦。
- 明君一斑抄・徳川齊昭。 ✓ ○戊辰記録・勝安芳。
- 大日本商業史・菅沼貞。 ✓ ○史學會雜誌・明治廿二年創刊。

○鮮血遺蹟・譯書。

✓ ○開國始末・勝安芳。宮内省版。

○西哲夢物語・(モリス)答問筆記。

✓ ○日本西教史・太政官譯刊。明治廿七年一書

譯の翻版せしものに各地名を補註したるは内政外教衝突史著の者なり。

Pages—Histoire de la Religion Chretienne au Japon, de 1598 à 1651. (一八六九年巴里)

Gubbins—Introduction of Christianity into China and Japan. (明治十年東京)

De Rebus Indicis et Japonicis. (一五七四年)

The Philippine Islands. (英譯一八六八年。西班牙原文モルガ氏著一六〇九年墨西哥)

Calendar of State Papers, Colonial Series, East Indies, China and Japan. (英國公文編年集)

Hidreth—Japan as it Was and Is. (一八五六年倫敦)

Randoll—Memorials of the Empire of Japan: in XVI—XVII Centuries. (一八五八年倫敦)

Adams—History of Japan. (一八七一年倫敦)

Transactions of the Asiatic Society of Japan. (明治五年創刊)

S. Watanabe—Introduction of Christianity into Japan (trans. by Yabuuchi—The Japan Evangelist vol.11-111). (明治廿八年橫濱)

〔引用并参考書目〕

附記

◎日本耶穌教其他の事を記する歐文書目。(佛人「バジエ」撰。一八六九年巴

里刊行 *Bibliographie Japonaise depuis 15me siècle*)

「マルニ・ポロ」管歴奇事」

伊太利語を以て印行す、翻刻數次、其最新なる者即ち西曆一八二九年「ベネシヤ」印
行のものを最も完備正確なりとす。又拉典語の者あり、其最古なるものは一四九〇
年「ベネシヤ」に於て印行す、佛蘭西に於て之を譯刻せしは一八二四年なり、亞細亞
會の記録の第一巻に收む。獨逸に於ては一四七七年「ニールンベルク」に於て印行
す。葡萄牙は一五〇二年「リスボン」に於て印行す、「リスボン」の書籍館及び「エボ
ラ」の書籍館に藏す。西班牙は一五二〇年「セビル」に於て印行す。英國にて最も
古きものは一五七九年、新きものは一八一八年、共に倫敦に於て印行す、出版人に於
ては「ロングマン」なり。

「葡萄牙人印度發見并奪領記事」

編輯人は「フェルナンド・ロペスデカスマンイエダ」の全部八冊、一五五一年「コイン

ブリヤ」に於て印行し、一八三三年同地よ於て再版し、全部七冊とす。

「亞細亞記」

一五五二年「マナンドハロス」、編輯「リスボン」に於て印行す、一七七七年「リスボン」
の印刷局に於て再版す、全部八冊なり。

「葡人東洋紀行」

葡萄牙人「エスカロンテ」編輯、一五七七年西班牙の「セビル」よ於て印行す、佛國
海軍省文庫に藏す。

「一五八五年三月廿三日日本使節羅馬教王に謁見の記」

一五八五年、羅馬に於て拉典文を以て、同年白耳義「リエーショウ」に於て佛文を以て
印行す。

「一五八五年三月廿三日日本使節教王に對する演述の記」

同年羅馬に於て拉典文を以て印行す、其後各國に於て、之を翻刻す。又一五九三年、
白耳義「アントヤツフ」に於て、一五九五年、獨乙「インゴリスダット」に於て各印行す。

「二十三日二十四日記事略」二種

〔引用并参考書目〕

一五八五年、羅馬に於て伊太利文を以て印行す。同年又伊國「フェラール」に於て印行す。

〔日本使節紀行要略〕

一五八五年、伊太利「ヒレンズ」に於て印行す。

〔日本使節紀行〕

附録日本の地理風俗を記す。

一五八五年、羅馬に於て印行し、翌年再版す。佛國巴里の書籍館に藏す。一五八五年、佛國「リヨン」に於て印行し、翌年巴里に於て再版す。又一五八七年、獨乙「ディンセン」に於て、一五八六年、西班牙「セビル」に於て、一五八五年、羅馬に於て、各其國語を以て印行す。又一五八五年、「ポロニー」に於て、全年露國「カコヒヤ」に於て、一五九三年「アントヤン」に於て各印行す。

〔日本使節紀行〕

一五八五年印行す。

〔日本使節雜記〕

一五八五年、白耳義「ロバニー」に於て佛文を以て印行す。

〔一五八六年日本使節印度紀行〕

一五八八年羅馬に於て、一五八八年「リヨン」に於て、各印行す。

〔日本人「原マルチノ」より臥亞大學校に送りし書翰〕

一五八八年臥亞に於て印行す、羅馬「シエズス」教會の文庫に藏す。

〔「パロニウス」万国誌〕

一五八五年印行。

〔「フ井トリシ」東洋紀行〕

一五八七年「ベチシヤ」に於て印行す、佛國海軍省文庫に藏す。

〔支那及日本風俗記并圖〕

一五八九年、「ポロニー」に於て、伊文を以て印行す、佛國海軍省文庫に藏す。

〔在日本傳教師の一五四九—一六四年の書翰〕

日本の風俗、地理、政体等を詳記す、其書數五十七通なり、一五六九年白耳義の「ロバニー」に於て拉典文を以て印行す。

〔在印度并日本の傳教師一五四四—一六五年の書翰〕

〔引用并参考書目〕

二二〇

主として鞆の風俗を記録す、拉典文にして其數二十三通なり。

〔在日本傳教師の一五四九—六四年の書翰〕

〔在印度并近傍諸島傳教師の一五四四—六〇年の書翰〕

天主教の景況を記載す、一五六六年白耳義「ロバニー」に於て拉典文を以て印行す。
以上四部全集一五七〇年「ロバニー」に於て印行す。

〔在日本傳教師一五四九—六六年の書翰〕

主として基督教の弘布せし景況及び其國の風俗を記す、一五七〇年「コインブリヤ」に於て、葡萄牙文を以て印刷す、「リスボン」及び巴里の書籍館に藏す。

〔一五五五年在印度、日本、「ブラシル」傳教師より葡國の教會に贈りたる書翰〕

初め葡文にて出版す、西班牙文の譯書あり、其出版人は「ジョン・アルワレス」なり、「リスボン」の書籍館に藏す。

〔葡領印度地方一五五五年の報告〕

此書は基督教の弘布せし事并に支那風俗を記載す、一五五六年羅馬に於て出版す、
(全一冊)。

〔同 一五五一—五八年の報告〕

全一冊、一五五八年、伊太利「マチヤ」に於て印行す、其後數次改版す。

〔同 一五五九年の報告〕

〔同 一五六二年の報告〕

〔同 一五六五年の報告〕

以上三本、皆な「マチヤ」に於て、各其報告を得たる年を以て印行す。

〔一五五七—六〇年印度及び東洋國の「マエズ」教會傳教師より葡國同會教師に贈りたる書翰〕

一五六二年、葡萄牙「コインブリヤ」に於て印行す、「リスボン」の書籍館に藏す。

〔同 一五四八年—六三年の書翰〕

一五六五年、「コインブリヤ」に於て印行す、「リスボン」の書籍館に藏す。

〔在日本傳教師一五四九—七一年の書翰〕

教會の景況及び其國の風俗を記す、一五七五年、西班牙「アルカラ」に於て印行す、
巴里書籍館に藏す。

〔引用并参考書目〕

二二二

〔引用并参考書目〕

二二二

〔東洋國及び日本教會の報告書〕

一五七二年、獨乙「テイリンヤ」に於て、拉典文にて印行す。同年「リオン」に於て佛文に譯し、一五七二年巴里に於て反刻す。又一五七三年伊太利「ナール」に於て、一五七四年獨乙「コロニー」に於て、各其國語を以て之を譯す。

其後「マフツィー」之を訂正の上大に増補し、印度年代表と題し、一五八八年伊太利「フロレンス」に於て印刷す、全部十六冊なり。一六五三年佛文に譯して「リオン」に於て印行す。

〔在日本并「ヘール」「ブラッセル」傳教師の一五七三—一五七七年の書翰〕

日本より發せしものは僅に一通なり、一五七八年、巴里に於て、佛文を以て印行す。〔在日本教師一五七四—一六〇六年の書翰〕

一五七八年、羅馬に於て伊太利語を以て印行す。

〔日本より發送一五七七年の書翰〕

一五七九年、羅馬に於て、伊太利語を以て印行す。

〔日本より發送一五七九年の書翰〕

一五八一年、巴里に於て、佛文を以て印行す。

〔日本より發送の書翰〕

天主教の景況を記す、一五八二年、巴里に於て、佛文を以て印行す。

〔日本より發送一五七九—一八一年の書翰〕

天主教の景況を記す。一五八三年羅馬に於て、伊太利文を以て印行す。一五八四年、伊太利の「プレシヤ」「ミラン」及び「ベチヤ」に於て反刻す。一五八四年巴里に於て佛文に譯す、又一五八五年「テイリンセン」に於て獨乙文を以て印行す、共に巴里書籍館に藏す。

〔同一五八〇年の書翰〕

該年巴里に於て佛文を以て印行す。

〔在印度教師の書翰〕

一五八〇年伊太利「ベネチヤ」に於て印行す。

〔一五八〇年印度支那及び日本より發送の書翰〕

「アマドールレベロ」編輯、一五八八年「リスボン」印行、其地書籍館に藏す。

〔引用并参考書目〕

二二三

〔引用并参考書目〕

二二四

「一五八二年在日本」ガスパルセーリヨ「報告書」

一五八五年「ベネチヤ」に於て印行す。同年羅馬に於ても之を出版す。一五八六年「デ
イリンヂ」に於て、獨乙拉典兩文を以て各印行す。同年巴里に於て佛文を以て印行す。
此書巴里書籍館に藏す。

「一五八二—四年日本より發送の書翰」

一五八六年、羅馬に於て、伊太利文を以て、同年巴里に於て佛文を以て各印行す。其
地書籍館に藏す。

〔支那傳道記〕

一五八五年、羅馬に於て、伊文を以て印行す。一五八八年、巴里に於て、之を佛文
に譯す。其後一六〇〇年、改版し、一六六〇年、更に訂正改版す。

〔雜船報告附東洋國教會記事〕

一五八六年十二月九日附「ペートロマチニス」の書翰なり。一五八八年、羅馬に於
て、伊文を以て、同年、巴里に於て、佛文を以て、一五八九年、「アイリンセン」に
於て、獨文を以て、各印行す。

〔「シヨアンポープレ」の書翰〕

支那、日本、暹羅、等の風俗を記す、西班牙印刷局に於て刊行す。

〔「ルイフロニス」の書翰〕

日本神教の變革と基督教の景況を記す、一五八九年「リスボン」に於て印行す、其地
及び巴里の書籍館に藏す、翌年再版、一五九〇年、「アントヤッア」に於て、佛文を以
て印行す。

「一五八八年日本教會記事」

一五八九年羅馬印行、同年獨文翻譯。

〔東洋國傳道記〕

傳道記「アノスタ」編輯、一五八九年、西班牙國「サラマンク」に於て拉典文以て印行
し、一五九五年、同所に於て再版す。又一五九六年「コロヨー」に於て、一六七〇年
「ウヨン」に於て、各印行す。

〔引用并参考書目〕

二二五

明治二十九年八月廿六日印刷
明治二十九年八月廿九日發行

定價金貳拾五錢

著作者

東京市麻布區飯倉片町卅二番地
渡邊修二郎

發行者

東京市京橋區日吉町四番地
渡邊爲藏

印刷者

東京市芝區琴平町七番地
乾義太郎

印刷所

東京市芝區琴平町七番地
乾活版所

發行所

東京市京橋區日吉町四番地
民友社



社 告

民友社出版の書籍雑誌は江湖の熱心なる愛讀を蒙り今や出版書目
 數は種々で百十餘種に上ほり中には十有五六版を重ね今尚ほ發送
 衰へざるものあり是れ蓋し江湖諸君の愛顧此に至らしむるにあら
 ざるはなし我社は此盛運の來迎に孤負せず益々奮つて有益有利有
 興味の著作を發刊するを勉めんとす
 新刊として江湖に推薦するものは國民叢書第十册

徳富猪一郎著

經世小策

上各二十錢
 下郵稅四錢

弘松宣枝著

坂本龍馬

定價十五錢
 郵稅四錢

少年傳記叢書號外

吉田松陰文

定價十五錢
 郵稅二錢

同

横井小楠文

定價十二錢
 郵稅二錢

民友社編纂

第八國民小説

同

集林子戯曲

英國ヘンリクス著日本水上梅彦譯述

英國産業史

總正して近刊發見すべき

十五文豪第十卷

賴山陽

海外俊傑傳

等あり別で現元老諸公傳記評論叢書として出づべき第一卷は山縣

侯且其舊條を論下せしもの世評曠々たるを期す

爲替所之口支局

八月

東京々橋區
日吉町四番地

民友社

定價十五錢
郵稅四錢

上各十八錢
下各四錢

上二十五錢
下十五錢
郵稅上四錢下二錢

社會叢書第六冊

學問の應用

朝鮮王國

渡邊修二郎君著述書目

世界於日本人

再版

精刻圖譜并古珍籍圖譜筆跡十九種入

定價壹圓廿五錢

此書は世界の大勢、日本國との關係、起つて來る海軍政策、國の所以を指示
大に歴史上の對外事實を移り。日本と歐米との交渉、日本と南洋諸國との交渉、
日本と亞細亞大陸東部との交渉を記述し主として昔時外國に赴き、日本人の事ヲ詳
密に考証し、附するに内外形勢通覽表記ヲ以テス、實に近來ノ一大珍書ナリ

朝鮮東邦關係

圖畫八種挿入

定價一圓廿錢

此書は韓清三國近來の關係を詳述し、并に朝鮮國の事歴及び日本支那兩國の朝鮮ニ對ス
ル古來の關係を略叙シ、朝鮮の露米英佛各國の關係を細論シテ以テ立論ノ基礎トナシ、
朝鮮ニ對スル國家百年の大計ヲ論斷ス、苟も志ヲ當世ニ抱ク者ハ必ズ一讀スベキノ書ナ

對清對歐策

露英亞細亞軍隊配置圖挿入

定價五拾錢

今や外交ノ局面一變ス、露亞ノ將來果テ如何ツヤ、支那ニ對スルノ策、歐洲諸國ニ對
スルノ策愈々考究セザルベカラズ、此書亦大ニ參考ニ資メハキナリ

我國之前途

全書冊三百六十頁 定價金卅五錢

此書全編ヲ十二卷ニ分チ。國家ノ大勢。政權ノ授受。内閣大臣ノ職分及ヒ責任。政務官
事務官。政治ノ商業。前途。對外策。領地擴張。國際條約。陸海軍備。國債。教育。
等ノ各問題。就テ、前途版ハ、ハキノ方針ヲ説キ、多ク從來ノ弊政ヲ闡明シ、痛言切論
ニ發揮ス。目下必讀ノ要書ナリ。

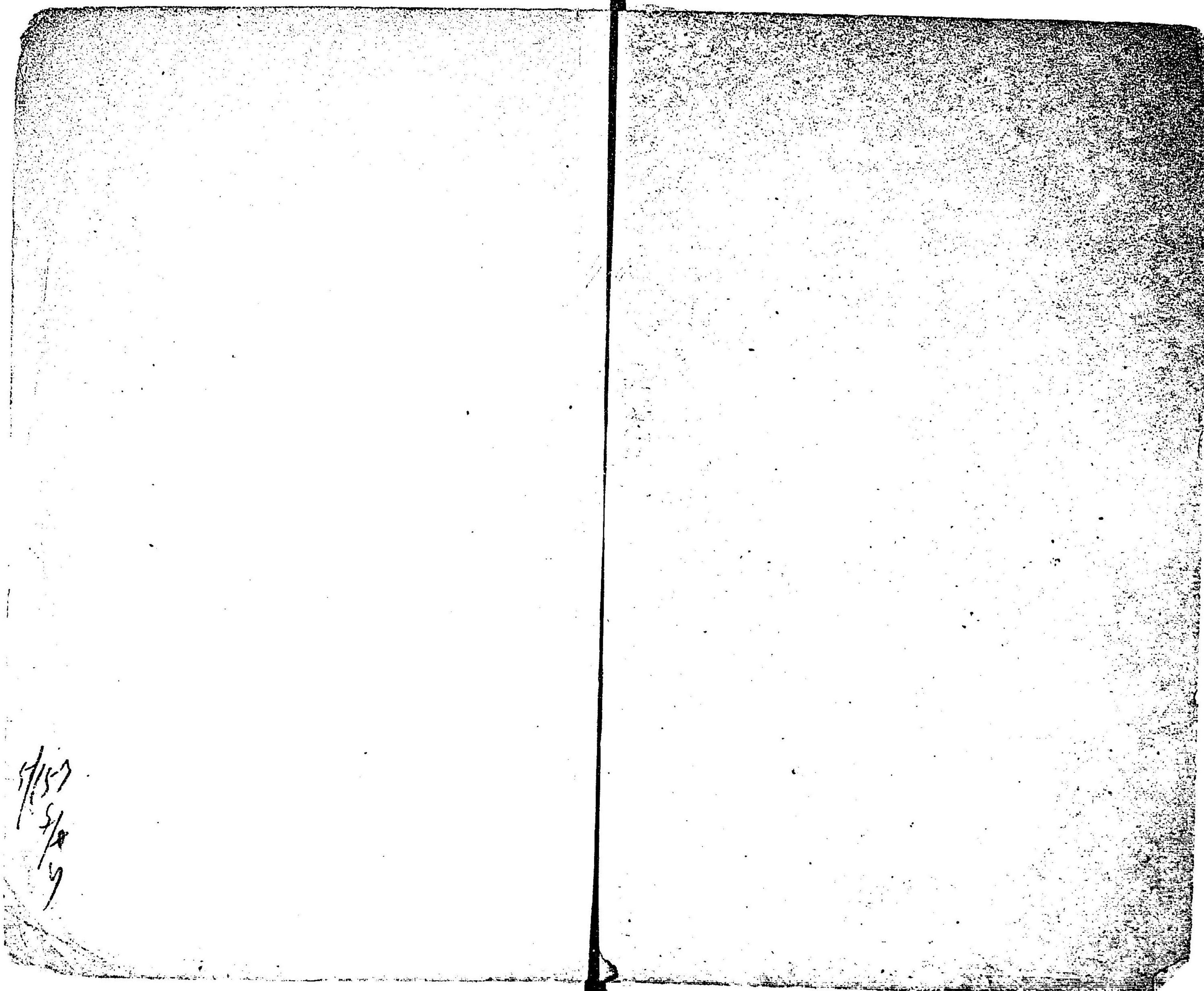
自轉車術

(圖解)

定價三十錢

一名輪術

此書體育ノ急要ヨリシテ、自轉車ノ衛生上及ヒ經濟上ノ利益、并ニ特有ノ便利ヲ詳述
シ、其乘用法等ヲ記ス。東京通三丁目丸善。同三丁目小林。神田通新石町東陽堂
發賣所



1/15/57
5/10
9

